

指定校変更許可基準

市町村教育委員会は、その設置する学校が2校以上ある場合は、児童生徒の就学すべき学校を指定しなくてはならないと定められています。（学校教育法施行令第5条第2項）
そのため、松山市では、住所地ごとに就学すべき学校を指定していますが、小・中学校への入学、転入や転居に伴い、下記のような理由により指定校の変更を希望される場合は学校教育課学籍担当（089-948-6870）へご連絡ください。

申請理由	申請時期	申請場所	許可期間	必要書類
① 転居が決定していて、実際の転居より前に転居先校区の学校へ通学を希望する場合	随時 ※ただし通学希望期間前に要申請	学校教育課	許可日から住民票の異動が完了するまで	建築契約書もしくは賃貸契約書
② 校区の学校よりも近い隣接する校区の学校へ通学を希望する場合	①入学前年度の秋 ②転入・転居時 ※ただし住民票の異動手続き前に要申請	学校教育課	許可日から卒業まで	②の場合は建築契約書もしくは賃貸契約書
③ やむをえない事情で住民登録地と異なる場所で生活をしているため、生活地の校区の学校へ通学を希望する場合	随時 ※ただし通学希望期間前に要申請	学校教育課	許可日から生活実態の変更まで	①居住地を確認できる書類 ②公共料金等明細 ※生活実態確認のため必要
④ 不登校等の理由により、指定校（現在校）への通学が困難なため、指定校以外への通学を希望する場合	随時 ※ただし通学希望期間前に要申請	学校教育課	松山市教育委員会が許可する期間	※現在の通学校へ事前相談が必要。各学校で相談内容に関して、児童生徒の学校での様子等を確認します。状況により、教育委員会による面談、審議等を行い、教育的な配慮が必要と認められた場合に指定校変更が許可されます。
⑤ 保護者が日中勤務しており、下校後は親類等に預かってもらうため親類宅や自営の店舗等の校区の学校へ入学を希望する場合	小学校入学時 ※ただし入学式前日までに要申請	学校教育課	小学校入学時から卒業まで	①就労証明 ②申立書 ③事業を営んでいることを証明する書類 ※自営でない場合は①と②、自営の場合は②と③
⑥ 校区外に転居するが <u>年度末まで</u> 現在校に通学を希望する場合 ※ 全学年	転居届の手続き時	市民課・支所	最長年度末まで	必要書類なし

※①～⑤の場合は、申請が許可されると校区外通学許可書を発行いたします。

※⑥の場合は、転校通知書が発行されますので、転校通知書を通学中の学校へご持参ください。

※②を希望する場合、申請条件となる距離の確認のため、事前に学校教育課へ連絡してください。

※住所等変更になる場合、許可条件の確認が再度必要になりますので、必ず学校教育課へご連絡ください。

※申請される内容によっては事前に在籍校との協議等が必要な場合があります、時間を要することもあるため、お早めにご相談ください。

※基準に該当しない場合は、許可とはなりませんのでご注意ください。